

1989.	4.	1	制定
1994.	5.	20	改訂
1999.	3.	4	改訂
2004.	10.	1	改訂
2006.	5.	17	改訂
2010.	1.	13	改訂

本規定は、日本設備管理学会（以下本会と略称する）の会誌「日本設備管理学会誌」（以下会誌と略称する）の執筆およびそれへの投稿に関する基準を定めたものである。

1. カバーする範囲

会誌は、設備の計画・開発・設計・導入・運転・維持・保全・廃却など設備管理全般に関する諸分野を対象とする。

2. 投稿資格

著者のうち少なくとも一人は本会会員であること。ただし、編集委員会が執筆を依頼した場合はこの限りではない。

3. 使用言語

投稿に際しての使用言語は日本語または英語とする。

4. 記事の種類と定義

(1) 論 説

設備管理およびこれに関する諸問題の提起、主張、展望などを含んだもので、学問的または技術的に自由な内容をもったものであり、本会からの依頼による。

(2) 展 望

設備管理およびこれに関連する分野のテーマに関する学問・技術の最近の進歩と将来の動向に関する著者の見解と論評であり、本会からの依頼による。

(3) 論 文

設備管理およびこれに関連する分野の研究成果、開発・応用技術をまとめたもので、一つの論文として完結しており、他学会を含めた刊行物に未発表のもので、以下の4種類に区分される。なお、投稿された論文の区分は、可能な限り著者の希望を尊重するが、最終的に査読委員と編集委員会の判断で決定される。

(3-1) 研究論文 (Research paper) (4頁以上) (査読者2名による査読) ※基準分量6頁
新規性・学術性・普遍性・信頼性・有用性を有し、理論と検証が備えられた論文。

(3-2) 技術論文 (Technical paper) (4頁以上) (査読者2名による査読) ※基準分量6頁
新しいアプローチや方法および理論や技術の応用等に関する提案や論説で実証的な裏付けがあり、学術上の独創性よりも技術的な応用を重視した新規性・実用性の高い論文。

(3-3) 提案論文 (Proposal paper) (2頁以上) (査読者1名による査読) ※基準分量4頁
新規性のある技術的手法やアプローチ、あるいは理論やアルゴリズムなどの提案であり、将来の有用性が期待できる論文。

(3-4) 速報論文 (Short paper) (2頁以上) (査読者1名による査読) ※基準分量4頁
新規性・有用性・速報性を有する研究報告や技術報告、または断片的に見出された新しい理論、方法、技術、応用などの内容をまとめた論文。

(4) 技術報告 (Technical report) (編集委員会による簡易査読) ※基準分量4頁

設備管理およびこれに関連する分野における技術上の実例報告や理論の応用・展開であって、他の刊行物に未発表であること。

(5) 事例・資料 (編集委員による書式確認) ※基準分量 4 頁

事例や研究の過程で用いられた手段・実験データをはじめ、設備管理の分野に関する有効な事例または資料。掲載時の記事種類は、事例または資料のいずれかとする。

(6) 報 告

講演会・シンポジウム、部会等における講演内容、海外事情または新しい材料・診断機器、計測機器の展示会など、設備管理に関わる事項で、一般会員が理解することが望ましいことがらをまとめたもの。

(7) 解説・講義

設備管理およびこれに関連する分野において、新たに開発された理論・技術、また周知の事実であっても会員の大多数にとって未知の事項を説明したもので、本会からの依頼による。掲載時の記事種類は、解説または講義のいずれかとする。

(8) 随 筆

設備管理およびこれに関連する分野において、学問上あるいは技術上の問題提起、批判、主張、警告、展望・解説などの内容で自由な形式によるもの。

(9) 座 談 会

設備管理およびこれに関連する分野の主題に関する座談会や対談の内容をまとめたもの。

(10) 文献紹介

設備管理およびこれに関連する分野の論文等の文献の批評、紹介、案内やリスト。

(11) 学会記事

本会が主催あるいは他団体と共催・協賛した講演会・シンポジウム・部会、その他の諸活動のお知らせ。

(12) 広 告

外部団体の広報記事。

5. 原稿の取扱いについて

(1) 提出原稿

提出する原稿は執筆細則に従うこと。なお、提出方法は電子メールによる添付ファイルとし、執筆細則に定めた形式のファイルを事務局まで送付することとする。ただし、ファイル容量が大きく電子メールでの送信が困難な場合には、事務局指定の方法で送付すること。

(2) 採否について

投稿原稿の採否は、編集委員会が決定する。ただし論文については、所定人数の査読委員をおきその結果に基づき、編集委員会が採否を決定する。

(3) 訂正・改訂原稿の提出について

投稿原稿に対し、内容の修正・追加・短縮などを求められた場合、著者は原則として2カ月以内に改訂原稿を提出すること。ただし、編集委員会または事務局から提出期日を示された場合は、それに従うこと。

(4) 著者校正について

著者校正は原則として初校のみとする。著者校正は本会からの修正依頼等の特別な場合を除き、誤植の訂正程度にとどめ、内容に関する追加・変更は行わないものとする。

(5) 別刷について

別刷は著者校正の際、電子メールにて編集委員会事務局まで申し込むこと。

(6) 著作権について

著作権は原則として本会に属するものとする。著作権が著者の所属する機関にある場合などで、本会に帰属することが困難な場合は申し出により協議する。また、執筆に際しては次のことがらに十分留意すること。

- ・他人の著作権の侵害，名誉毀損の問題が生じないよう配慮すること。
- ・公表されている著作物を引用する際は必ず出典を明記すること。
- ・著作内容が第三者の著作権を侵害，名誉を毀損する等の指摘がなされ，第三者に被害を与えた場合は，執筆者自身はその責任を負うものとする。

(7) 原稿送付先

本会編集委員会宛とする。

[電子メールによる投稿の場合]

sopej@chusanren.or.jp

[郵送等による投稿の場合]

〒461-8580 名古屋市東区白壁 3-12-13

中産連ビル 新館 2階

日本設備管理学会 編集委員会事務局

6. 掲載料

論文，技術報告，事例・資料，別刷，広告については，会誌に掲載後，別に定める掲載料を徴収する。

付則 本規定は2010年3月1日より施行する。